

○甲賀市市有財産の処分に関する要綱

平成18年1月31日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、財産の処分について公正かつ円滑な処理を図るため、甲賀市財務規則（平成16年甲賀市規則第33号。以下「財務規則」という。）及び甲賀市公有財産事務取扱規則（平成16年甲賀市規則第39号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「財産」とは、普通財産である土地及び建物をいう。

(処分の方法)

第3条 財産を処分する方法は、一般競争入札（以下「入札」という。）、抽せんによる随意契約（以下「抽せん」という。）又は抽せん以外の随意契約（以下「随意契約」という。）によるものとする。

(処分の価格)

第4条 処分する財産の適正な価格の決定については、甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号）別表の1の表に定める甲賀市公有財産審議会又は甲賀市公共事業用地等契約審査委員会規程（平成16年甲賀市訓令第28号）第1条に規定する甲賀市公共事業用地等契約審査委員会の議を経るものとする。

(処分の公告)

第5条 入札又は抽せんにより処分する場合は、入札日又は抽せん日から起算して10日前までに次の各号に掲げる事項を甲賀市広報又はこれに代わる方法で一般に公告するものとする。

- (1) 処分する財産の所在、面積、形状等に関する事項
- (2) 入札及び開札の日時及び場所又は抽せんの日時及び場所
- (3) 入札の場合の売払予定価格又は抽せんの場合の売払価格。ただし、入札の場合の売払予定価格については、事後公表とすることができる。
- (4) 入札心得及び入札保証金又は抽せん要領
- (5) 入札又は抽せんの参加申込みに関する事項
- (6) 入札又は抽せんの参加資格に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、入札又は抽せんに必要な事項

(入札又は抽せんの参加資格)

第6条 入札又は抽せんに参加しようとする者は、次の各号いずれもの用件を満たしていなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 租税公課を滞納していないこと。

(入札参加の申込等)

第7条 入札に参加しようとする者は、財産（入札・抽せん）参加申込書（様式第1号）及びその他必要な書類を市へ持参し提出しなければならない。

(入札の方法)

第8条 入札の方法による財産の買取希望者は、入札書（様式第2号）に買取希望価額（以下「入札金額」という。）を明記し署名押印の上、指定の場所及び日時までに持参し提出しなければならない。

2 代理人をして入札又は開札の立会いを行わせるときは、あらかじめ市長に委任状（様式第3号）を提出しなければならない。

3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札の方法)

第9条 開札は、第5条の規定により公告した日時及び場所で行う。ただし、入札者の立会いがないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて開札を行う。

(入札執行の秩序維持)

第10条 入札しようとする者は、入札執行者（市長が指定する市職員を含む。以下同じ。）の指示に従わなければならない。

2 入札執行者は、入札者に入札執行の秩序を乱す行為があると認めたときは、その入札者の入札書を無効とし、場外に退去させることができる。

(入札の拒否)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 他人の入札又は契約の履行を妨害したと認められる者

(2) 落札の通知を受け、正当な理由なく契約の締結又は履行を怠った者

(3) 入札の際入札執行者の指示に従わなかった者

(入札の無効)

第12条 入札の無効は、財務規則第121条及び第127条に定める場合とする。

2 同一財産に対して1回の入札において2通以上の入札を行った者の入札

3 入札金額が売払予定価格に満たない入札

4 前3項に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した者の入札

(落札者の決定)

第13条 市長は、売払予定価格以上で最高価額の入札を行った者を落札者とする。

2 落札となるべき同価額の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

3 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせることができる。

4 落札者がその権利を放棄したときは、次点者を落札者とするすることができる。

(入札執行の延期又は中止)

第14条 市長は、必要があると認めたときは入札の執行を延期又は中止することができる。

(入札保証金)

第15条 入札に参加しようとする者は、売払予定価格の100分の5に相当する金額を入札保証金として、入札の日時までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(入札保証金の還付)

第16条 入札保証金は、入札終了後又は第14条の規定による入札執行の中止若しくは取消しの場合にこれを還付する。

2 落札者の入札保証金は、契約締結後契約保証金に充当することができる。

3 入札保証金には、利子を付さない。

(抽せん参加の申込等)

第17条 抽せんに参加しようとする者は、財産(入札・抽せん)参加申込書(様式第1号)及びその他必要な書類を市へ持参し提出しなければならない。

2 抽せんに参加申込みできる件数は、1人1件とし、同一財産への申込みは1人

1 通とする。同一世帯を構成している者は1人とみなす。

(抽せん方法)

第18条 抽せんは、第5条の規定により公告した日時及び場所で公開により行う。

(抽せん執行の延期又は中止)

第19条 第14条の規定は、抽せんの場合にこれを準用する。

(当せん者)

第20条 市長は、第18条の規定により行った抽せんをもって当せん者を決定する。

(当せんの無効)

第21条 前条の当せん者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、当せんを無効とする。

(1) 抽せん参加資格のない者

(2) 抽せんに関し不正な行為を行ったと市長が認めた者

(3) この告示に違反した者

(補欠者)

第22条 市長は、第20条により決定した当せん者のほか補欠者を必要に応じ若干人選出し、次の各号のいずれかに該当したときは、補欠者をもって当せん者とする。

(1) 前条の規定により当せんが無効となったとき。

(2) 当せん者が契約を締結しないとき。

(3) 当せん者が契約を解除したとき。

(随意契約)

第23条 市長は次の各号のいずれかに該当するとき、財産を随意契約により処分することができる。

(1) 国及び地方公共団体において、公用又は公共の用に供するとき。

(2) その他地方公共団体がその事業の用に供する場合で、特に必要と認められるとき。

(3) 公共的団体が公益の事業の用に供する場合で、特に必要と認められるとき。

(4) 公共事業の用に供するために取得する土地の所有者等が、その代替用地

を必要とするとき。

(5) 入札希望者又は抽せん参加申込者がなかった財産を処分するとき。

(6) 落札者又は当せん者が権利を放棄し、又は売買契約を履行しないため、契約を解除した財産を処分するとき。

(7) 次に掲げる特別の縁故者があるとき。

ア 寄附された公有財産で、用途廃止によって生じた普通財産については、その寄附者又はその相続人その他包括承継人に売払うとき。

イ 譲渡された公有財産で、用途廃止によって生じた普通財産について、その譲渡者又はその相続人その他包括承継人に売払うとき。

ウ 貸付中の普通財産を従来から借受使用している者に売払うとき。

エ 借地上にある建物をその土地所有者に売払うとき。

オ 行政財産の使用許可を受けておおむね3年以上使用していた財産で、当該財産に対して使用上必要とする相当額の有益費を投じており、かつ、引き続き使用許可の用途と同様の用途に供する場合において、当該財産をその使用者に売払うとき。

カ 市施行の道路、河川等の公共事業により生じた廃道、廃川を当該公共事業に係る土地の提供者に売払うとき。

キ 袋地、不整形地等で単独利用が困難な土地又は接面街路が狭いため単独で利用しようとするれば著しい支障が想定される土地で、隣地と一体利用することによって利用効率が高まる土地を隣接所有者又は隣地の賃借権等を有する者に売払うとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に随意契約により処分をすることを適当と認める財産を処分するとき。

2 前項により随意契約で財産を処分する場合において、財産を買い受けようとする者は、財産売払申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（財産の売渡し決定通知）

第24条 市長は、財産を買い受ける者を決定したときは、財産売払決定通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

（決定の取消し）

第25条 市長は、前条の決定通知を受けた者（以下「買受人」という。）が指定

された期日までに契約を締結しないときは、その決定を取り消すことができる。
この場合、入札保証金は市長に帰属する。

(契約の締結及び契約保証金)

第26条 買受人は、第24条の通知書で指定された日までに、別に定める土地売買契約書により契約を締結するとともに、売買代金の100分の30に相当する金額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。

3 契約保証金には、利子を付さない。

(売買代金の納付)

第27条 買受人は、前条の規定により契約を締結したときは、契約締結の日から30日以内に指定された日までに売買代金を納付しなければならない。ただし、市長が特に定めた場合には、納付期間を延長することができる。

(契約の解除)

第28条 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

(1) 買受人が期日までに売買代金を納付しないとき。

(2) 買受人が契約の解除を申し出たとき。

(3) 前2号のほか、買受人が契約条項又はこの要綱に違反したとき。

(その他)

第29条 この告示に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成18年2月1日から施行する。

付 則 (平成20年告示第83号)

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

付 則 (平成23年告示第53号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (令和6年告示第25号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の甲賀市市有財産の処分に関する要綱の規定は、施行日後において公告される処分から適用し、施行日前において既に公告された処分については、なお従前の例による。

様式第1号(第7条、第17条関係)

財産(入札・抽せん)参加申込書

受付印		申込番号		審査		番号		決定	
-----	--	------	--	----	--	----	--	----	--

申込財産		
申 込 者	氏 名 〔法人名及び〕 代 表 者 名	
	住 所 (所在地)	〒 TEL
	勤 務 地	
	勤務先所在地	〒 TEL

上記の財産を購入したいので、申込要領等を承知のうえ申し込みます。また、購入した財産の利用にあたっては、法令上の規制を遵守します。

なお、この申込書の記載事項は、事実と相違ないことを誓います。

年 月 日

甲賀市長

あて

申込者 住 所
(所在地)

氏 名

〔 法人名
代表者名 〕



注)印鑑は、印鑑登録済み(実印)のものを使用してください。共有の場合は裏面にも記入してください。

- ※添付書類
- 1 印鑑証明書、住民票、市内で事業等を営んでいることを確認できる書類
 - 2 市税の納税証明書
 - 3 共有名義の場合 共有の方に係る添付書類

様式第2号(第8条関係)

入札書

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
所在地									
入札保証金									
上記の金額をもって購入したいので、甲賀市市有財産の処分に関する要綱、売買契約書案及び甲賀市財務規則を承知して入札いたします。 年 月 日 入札者住所 (所在地) 氏名 (法人名 代表者名) 印 代理人住所 氏名 印 甲賀市長 あて									

- 備考① 入札書への金額記入には、アラビア数字(0, 1, 2, 3・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- ② 入札者(申込者)の住所・氏名(代理人の方が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名)を記入の上、本人(申込者)が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状に押印した「代理人使用印」に限る。)を必ず押印してください。
- ③ 個人の場合は、認め印でも可。法人の場合は、印鑑は法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。

様式第3号(第8条関係)

委 任 状

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

代理人使用印鑑



私は、下記財産の売払入札に参加するに当たり、上記の者を代理人と定め入札に関する一切の権限を委任します。

記

物件所在地

年 月 日

甲賀市長

あて

委任者 住 所

(所在地)

氏 名

(法人名
代表者名)



(注)1 委任状は、入札当日に提出してください。

2 「代理人使用印鑑」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印して下さい。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

様式第4号(第23条関係)

年 月 日

甲賀市長 あて

住所又は所在地
申 請 者
氏名又は名称 印

財 産 売 払 申 請 書

下記のとおり市所有の財産の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所 在 地	区分	種 目	構造	数量 (㎡)	使用目的	摘要

- 添 付 資 料
- 位置図
 - 公図写し
 - 現況平面図
 - 計画平面図
 - 現況写真及び写真方向図
 - 利害関係人の同意書
 - 隣接土地所有者の境界及び売払いに関する同意書
 - 地積測量図(公共基準点測量に基づくもの)
 - 土地登記事項証明書(申請地及び隣接地)
 - 印鑑登録証明書(申請人及び同意書に係る者)
 - 住民票抄本(法人は登記事項証明書)
 - 念書
 - その他必要と認められる書類及び図面

様式第5号(第24条関係)

第 号
年 月 日

様

甲賀市長 印

財 産 売 払 決 定 通 知 書

先に売払申請のあった財産について、下記のとおり貴方様に売払いすることに決定しましたので通知いたします。

記

1 財産の表示

所 在	区 分	地 目	数 量(㎡)

様式第 1 号（第 7 条、第 17 条関係）

様式第 2 号（第 8 条関係）

様式第 3 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第 23 条関係）

様式第 5 号（第 24 条関係）